

平成26年3月

お客さま各位

盛岡ガス燃料株式会社

消費税法および地方税法の改正に伴う対応について

拝啓 日頃は盛岡ガス燃料をご利用くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、消費税法および地方税法の改正に伴い、本年4月1日から消費税率が5%から8%へ変更されることを受けて、4月以降のお客さまのガス料金等につきまして、下記のとおり新たな消費税率を反映させていただきます。

弊社は、今後もLPガスや灯油の安定供給、保安の確保、サービスの向上に努めて参りますので変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. LPガス料金

- ① 3月31日以前から継続して供給しているお客さまの4月定例検針は、経過措置により消費税率は5%が適用されます。
- ② 4月1日以降に契約のお客さまの4月検針は、日割り計算となり消費税率は8%が適用されます。
- ③ 4月定例検針後の閉栓や5月以降の定例検針の消費税率は8%が適用されます。

2. 簡易ガス料金

消費税および石油石炭税の引き上げに伴いまして、本年4月1日を実施日として、ガス料金の改定を内容とした供給約款の変更について、東北経済産業局長へ届出いたしました。

なお、4月以降の検針の消費税率は前記①から③と同様ですが、石油石炭税の上乗せにつきましては4月1日の在庫を考慮し、6月検針からの反映となります。(1㎡あたり0.58円(税込))
※実際のご請求時の基準単位数には、原料費の変動幅により原料費調整が入ります。

3. 灯油・ガソリン販売、器具販売

- ① 3月31日までに納品(設置)した商品は、消費税率5%が適用されます。
- ② 4月1日以降に納品(設置)した商品は、消費税率8%が適用されます。

※請求締め期間内において施行日をまたぐ異なる日付の商品を納品した場合、同一請求書に消費税5%と8%が混在することになります。

4. 工事代金等

平成25年9月30日までに契約した工事に係る請負契約に基づき、平成26年4月1日以後の課税資産の譲渡等を行なう場合の消費税率は、経過措置により5%が適用されます。

5. リース機器等

平成26年3月31日までに物件の引き渡しおよび締結した契約に基づき、4月1日以後引き続き貸付けを行なっている場合の消費税率は、5%が適用されます。

以上

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

盛岡ガス燃料株式会社 019-647-1151
日詰営業所 019-676-2211
北上営業所 0197-77-3801